

金沢八景-東京湾 アマモ場再生会議 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、金沢八景・東京湾アマモ場再生会議(以下「本会」という。)と称する。

第2章 目的

(目的)

第2条 本会は、東京湾全体の生態系や海的生活文化の再生を目指して、市民、企業、大学・研究機関、行政等が協働して、金沢湾周辺のアマモ場の再生に関する情報交流、研究支援、啓発、実践活動を行うことを目的とする。

(方針)

第3条 本会は当面、次の各号に掲げる方針に沿って、活動をすすめることとする。

- (1) 金沢湾周辺でアマモ場を再生する活動の実践。
- (2) アマモを中心とした金沢湾・平潟湾の生態系についての研究支援、学習および啓発。
- (3) アマモの育成・移植を核とした環境教育プログラムの開発。
- (4) 市民、企業、大学・研究機関、行政等が協働で「新しい社会活動」を展開していくノウハウの開発。
- (5) 東京湾等で同趣旨の活動を行う市民、企業、大学・研究機関、行政等とのネットワークの形成。

第3章 組織

(組織)

第4条 本会は、代表および事務局、運営会議、部会、および総会をもって構成する。

第4章 代表

(任務等)

第5条 本会には、代表を1名置き、事業全体の進行管理と対外的な渉外業務を行う。

(選出)

第6条 代表は、運営会議で選出し、総会の承認を得る。

第7条(任期等) 代表の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 次期代表が選出されるまでの期間は、前期の代表が継続して代表としての事務を行う。
3. 代表に事故があった場合は、事務局長が代表の事務を代行する。
4. 任期の途中で代表に欠員が生じた場合は、新たな代表の任期は残余の期間とする。

第5章 事務局

(事務局長)

第8条 代表は、本会の業務を円滑に行うために、事務局長を任命する。

2. 事務局長は代表を補佐して本会の事務を取り扱う。

(事務局の構成、任務、および所在)

第9条 事務局には、事務局長の他、会計幹事等の事務局員をおく。

2. 事務局員は事務局長が任命する。

3. 事務局は、運営会議の決定又は代表の指示に基づき、次の各号に掲げる事務を行う。

(1) メーリングリスト等の運営による会員間の情報の共有化。

(2) 会議の記録および記録の保管。

(3) 会計。

(4) その他の会の事務運営に必要な事項。

4. 本会の事務局は、代表の指定する所に置く。

第6章 運営会議

(目的)

第10条 運営会議は、部会間の連携を図り、本会全体の運営を担う。

(構成)

第11条 運営会議は、部会のリーダー、サブリーダーをもって構成する(以下、この構成員を「運営委員」という。)

2 運営会議の代表は、本会の代表が務める。

(業務)

第12条 運営会議は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 部会の方針、プログラム等の承認に関する事項。

(2) 各部会の連絡調整に関する事項。

(3) 入会、退会に関する事項。

(4) その他会務の執行に関する事項。

(開催)

第13条 運営会議は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 代表が必要と認めたとき。

(2) 運営委員総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(招集)

第14条 運営会議は、代表が招集する。

(成立要件)

第15条 運営会議は、運営委員の3分の2以上の参加によって成立する。

(議長)

第16条 運営会議の議長は、代表又は事務局長がこれにあたる。

(決議)

第17条 運営会議の案件は、出席した運営委員の過半数の賛成によって議決される。

(議事録)

第 18 条 運営会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所。
- (2) 運営委員総数、出席者数及び出席者氏名。
- (3) 審議事項。
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果。

(任期等)

第 19 条 運営委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

第 7 章 部会

(目的)

第 20 条 部会は、個々の事業を企画立案、推進する。

(部会の種類)

第 21 条 部会の種類については別途細則によって定める。

(構成)

第 22 条 部会は、本会の参加メンバーをもって構成する。

2 部会はリーダー 1 名、サブリーダー 2 名を置く。

第 8 章 総会

(目的)

第 23 条 総会は、本会の重要事項についての意志決定を行う。

(構成)

第 24 条 総会は、会員全員をもって構成する。

(開催)

第 25 条 総会は、次の各号の何れかに該当する場合に、代表が召集し、開催する。

- (1) 代表が開催を必要と判断したとき。
- (2) 運営会議が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (3) 会員総数の 4 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(成立要件)

第 26 条 総会は、会員の過半数の参加によって成立する。

(議長)

第 27 条 総会の議長は、その会議において、出席した会員の中から選出する。

(議決)

第 28 条 総会の案件は、出席した会員の過半数の賛成によって議決される。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、事務局において、次の事項を記載した議事録を作成しなけれ

ばならない。

- (1) 日時及び場所。
- (2) 会員総数及び出席者数。
- (3) 審議事項。
- (4) 議事の経過の概要。

第9章 会員

(会員の資格および権利)

第30条 本会の会員は、次の各号に掲げる条件に適合しなければならない。

- (1) 第2条に掲げる本会の目的に賛同する個人又は団体とする。
- (2) 個人会員であれ、団体会員であれ議決等に関わる権利は、等しく一票とする。

(入会方法)

第31条 本会に参加しようとするものは、別に定める参加申込書により、本会の代表に申込みものとし、代表は、その旨を運営会議に付託する。

2 会員は部会のいずれかに所属することとする。

(資格の喪失)

第32条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 代表に対して退会届の提出をしたとき。
- (2) 会費を2年以上滞納したとき
- (3) 本人が死亡したとき。
- (4) 退会処分されたとき。

(退会)

第33条 会員は、退会届を代表に提出して、任意に退会することができる。

(退会処分)

第34条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、運営会議において運営委員総数の2分の1以上の議決により、これを退会処分することができる。この場合、当該会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この規約等に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第10章 会計

(経費等)

第35条 本会の運営に関する経費は、会費、寄付、その他をもってあてる。

2. 会費については、別途細則により定める。

(会計報告等)

第36条 事務局は各年度の会計をまとめ、運営会議および総会に報告し、承認を得る。

- 2. 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年の3月31日までとする。
- 3. 会計に関しては、総会により任命された監査役を1名おく。

第11章 規約の変更、解散

(規約の変更)

第 37 条 本規約の変更は、総会に出席した会員の過半数の議決による。

(解散)

第 38 条 本会は、総会の決議により解散する。

2 本会が解散するときは、会員総数の過半数の承諾を得なければならない。

附 則

1 この規約は、平成 15 年 6 月 30 日から施行する。

2 平成 16 年 6 月 25 日 改訂、同日実施。

金沢八景・東京湾 アマモ場再生会議 事務局所在地 メモ

金沢八景・東京湾 アマモ場再生会議の事務局は、当分の間、下記住所に置く。

〒220-0023 横浜市西区平沼 2 - 4 - 2 2 ジュネスササキ 202 号

海辺づくり研究会内

電話：045-321-8601/ Fax：045-317-9072

2003 年 9 月 26 日

金沢八景・東京湾 アマモ場再生会議 会費細則

(趣旨)

第1条 この細則は、金沢八景 - 東京湾 アマモ再生会議 第 35 条に基づき、会の会費に関し必要な事項を定めるものとする。

(金額)

第2条 会員の年会費については、個人会員の場合、成人会員(18歳以上)は、1000 円、青少年会員(18歳未満)は、500 円とする。

2 団体会員については、1000 円とする。

(会費の未納)

第3条 会費を2年以上滞納したものは、自然退会とする。

(細則の変更)

第4条 本細則の変更は、事務局が発議し、運営会議において決定する。

2. 細則の変更は、直近に開催される総会に報告し、承認を得るものとする。

金沢八景 - 東京湾 アマモ場再生会議 部会細則

(趣旨)

第1条 この細則は、金沢八景 - 東京湾 アマモ再生会議 第 21 条に基づき、部会の種類に関し必要な事項を定めるものとする。

(種類)

第2条 本会には、当面次の各号に掲げる部会を置く。

- (1) 実験推進部会
アマモ場再生に関する実験事業の推進等
- (2) 学習啓発部会
アマモ場再生についての啓発・教育プログラムの展開等
- (3) 情報配信部会
ホームページの作成管理など本会の活動に関する対外的な情報配信。

(細則の変更)

第3条 本細則の変更は、事務局が発議し、運営会議において決定する。

2. 細則の変更は、直近に開催される総会に報告し、承認を得るものとする。